

くらしの安心情報

情報ファイル NO.24

平成19年9月10日

夜、訪問販売業者の長時間の勧誘で、断りきれず
35万円の浄水器を購入させられちゃった～。

被害内容

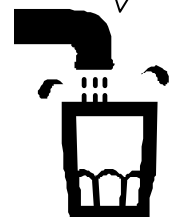
【相談者 30代女性】

夜の7時頃、一人暮らしのアパートに浄水器の訪問販売業者がやって来て、水の試飲を勧められました。断ると、「何で嫌なんだ」と執拗に言われ仕方なく飲んだところ、さらに「ガス代が月3千円浮く」などと、3時間以上にわたり、35万円の浄水器を勧められました。帰ってほしい一心で、いやいや契約しましたが、不要なので解約したいのですが。

対処方法

- ・この相談のような訪問販売は、契約書面を受取った日から8日間はクーリング・オフ（無条件解約）ができますので、解約の書面を発信するよう助言しました。
- ・不意の訪問者には、ドアを開ける前に、相手の名前や用件を確認しましょう。
- ・業者に「帰ってほしい」という意思を示したのに帰らなかった場合など、勧誘方法に問題があれば、クーリング・オフ期間が経過していても解約できる可能性があります。
- ・一人で悩まないで、早めに市町村相談窓口、消費生活センターにご相談ください。

飲んでみて！
水道水と全然
違うから！



発行：くらしの安心ネットとやま（事務局：富山県消費生活センター）

ご相談は...

TEL:076-432-9233 (消費生活相談) 076-433-3252 (金融相談)

高岡支所 0766-25-2777 (消費生活相談・金融相談)